

栄養成分表示

会員の皆様へ
混み合う前に早め早めの対応を！

に関連する検査のご案内

栄養成分表示の義務化

2015年(平成27年)4月1日より新たな食品表示法が施行されております。

この食品表示法にて定められている食品表示基準では、原則として全ての一般用加工食品及び一般用食品添加物への栄養成分表示が義務化されました。

※一般用加工食品・・・業務用加工食品を除く容器包装に入れられた加工食品



義務化項目: 熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量(ナトリウム)

食品単位: 100g、100ml又は1食分(1食分の重量記載)
1包装、その他の1単位

※栄養成分表示しようとする食品単位が1食分である場合に
あつては、栄養成分表示しようとする1食分の量を
(重量又は容量)で示します。

※ナトリウムの量は、消費者にとって分かりやすい「食塩相当量」
で表示されます。

5年間の猶予期間が終了し、
2020年(令和2年)4月から
新食品表示制度に完全移行し
ます。



栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

◆強調表示をする場合は、基準を満たした食品だけに使うことができます。
また、栄養成分表示の義務表示5項目及び強調する栄養素の表示が必要です。

◆積極的に表示することが望ましい栄養成分として「飽和脂肪酸」、「食物繊維」
を推奨しています。



セット	検査項目	検査料(税抜)
栄養表示セット(基本)	熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量、ナトリウム 水分、灰分	20,000円
栄養表示セット (食物繊維)	熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、糖質、食物繊維、食塩相当量、ナトリウム 水分、灰分	40,000円

◎上記栄養表示セット以外の項目 ビタミン成分、ミネラル成分、脂肪酸・・・等の検査も行っております。

栄養成分の表示検査をご検討されている事業者の皆様、お気軽にお問い合わせください。

公益社団法人 鹿児島県薬剤師会 試験センター



電話: 099(253)8935 FAX: 099(255)2850
メール: syokui-kgy@po.minc.ne.jp (担当) 食品医薬環境課